

保存樹制度の見直しについて

本市では「秋田市都市緑化の推進に関する条例」に基づき保存樹が約 2,000 本指定されているが、近年、「樹形を維持するための日常的な剪定費用が高い」「所有者が変わったときに、保存樹の意義があらたな所有者に理解されない」などの課題が指摘されていることから、同制度の見直しの要否について検討する。

1 制度概要

指定の根拠

秋田市都市緑化の推進に関する条例

制度の目的

都市緑化の推進のため、歴史ある樹木美観上優れた樹木又は貴重な樹木などを一定の基準を設け、保存樹として指定している。

指定の手続き

市長が秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会（以下「審議会」という。）土地の所有者、占有者の意見を聞き指定する。

標識

指定された保存樹に市で標識を設置している。

保護

保存樹の保存に影響を及ぼす行為の制限を行っている。

管理

管理は所有者等が行うことになっている。しかし、人、住家に危害を及ぼすおそれのある樹木の緊急対応などについては、必要な範囲で市が協力している。また、マツクイムシの被害防止のため、保存樹に指定されている松については市の負担でマツクイムシ防除を行っている。

指定状況

1,967 本(196 箇所)を指定しており、指定本数は調布市、埼玉県に次ぎ全国 3 位、地方都市ではトップ。

保存樹指定1,000本以上の自治体

市町村名	保存樹(本)
調布市	4,915
埼玉県	2,309
秋田市	1,967
府中市	1,963
世田谷区	1,748
杉並区	1,677
大垣市	1,640
川崎市	1,595
藤沢市	1,521
葛飾区	1,449
板橋区	1,413
小平市	1,409
練馬区	1,356
刈谷市	1,208
新宿区	1,010
全国合計	67,336

資料：国土交通省都市緑化データベース

(平成19年3月31日現在)

「鷹の松」樹種：クマツ 千秋矢留町地内



「宝塔寺のつばき」樹種：ツバキ 八橋本町六丁目地内



2 課題

所有者が変わったときに、保存樹の意義が新たな所有者に理解されないケースがある。

樹形を維持するための日常的な剪定費用が所有者にとって負担になっているケースがある。

落ち葉により、所有者、隣接住民等の屋根、雨樋などが傷み、これらの補修経費の負担が重いと受け止められているケースがある。

強風等による枝落下を懸念し、近接住民が不安を感じているものの、所有者が対応しないケースへの対処方針が不明確。

指定・解除申し出者の資格要件が明確でない。

[参考] これまでの検討経緯（保存樹の指定・解除手続きの見直し）

保存樹制度の見直しについては、これまでに秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会秋田市都市緑化推進専門部会（以下「専門部会」という。）において一部議論され、その結果を受けて平成20年1月に制度の運用を一部見直したところ。

(1) 課題

滅失、倒伏した保存樹の指定解除手続きが煩瑣。

(2) 運用の見直し

滅失、倒伏した保存樹の指定解除については専門部会長へ一任し、直近の専門部会を経て審議会へ報告することとし、手続きを簡素化する。

3 今後のスケジュール

制度見直しのための判断材料を収集する。（保存樹木の現況調査、所有者等の意向調査など）

平成21年3月を目途に、制度の見直しの方向性について取りまとめる。

[参考] 見直しの方向性

過去の専門部会では、見直しの方向性について以下の意見が出されている。

- ・約2,000本ある保存樹に対して、市でどこまで手を加えるのかという本質的な部分を検討する必要がある。
- ・日常管理については、今までどおり管理者等に行ってもらい、市では助言をするとか、手引きをつくるなど、そういったサポートが行政としてやれることではないか。
- ・市を代表する本当に大事な樹木は、もっと本数を少なくして、行政で管理を行っていくような制度を持たないといけないのではないか。